

一般財団法人 新潟県水泳連盟

評議員選定委員会運営規程

【目的】

第一条 本規程は、一般財団法人新潟県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款・第11条に規定する評議員選定委員会に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

【適用範囲】

第二条 定款に定めのあるものを除き、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営については、本規程の定めるところによる。

【任務】

第三条 本規程は、定款・第11条の定めにより、本連盟の評議員の選任及び解任の候補者を選定することを任務とする。

【構成及び選任】

第四条 選定委員会は、評議員：2名、監事：1名の合計3名で、構成する。

2 委員は理事会において選任する。

3 委員長は、委員による互選とし、会長が委嘱する。

【任期】

第五条 選定委員会の委員の任期は、その選任した評議員の任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選定委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第4号第1項に定める定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【委員の解任】

第六条 選定委員会の委員が次の各号のいずれかに該当する時は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

【招集】

第七条 選定委員会の招集は委員長が行う。

2 選定委員会を招集するときには、各委員に対し、会議の目的たる事項及び日時並びに開催場所を示して、会議の一週間前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。

【議事】

第八条 委員長は委員会の議長となる。

2 選定委員会の会議は、公開しない。但し、特に委員会が認めた場合には公開することができる。

3 選定委員会は、前項但し書の場合であっては、傍聴者に人数を制限することができる。

4 選定委員会は、理事会又は評議員会から提出された評議員候補者をそれぞれ審議し、選定する。

【候補者名簿及び議事録】

第九条 選定委員会は議事終了後、速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、出席者全員が議事録に署名押印し、その候補者名簿と議事録を理事会及び評議員会に提出

しなければならない。

【改廃】

第十条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 本規則は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。